

【項 目】	【手続き場所】 ※手続きによって受付不可の施設があります。 ご注意ください。			【手続きの内容】 手続きの際は、必要書類を担当課に確認してください。
	担当課		市民センター （石川分館含む）	
藤沢市に転入届を出した方 （住民異動受理通知書）	本 庁 舎 1 階	市民窓口センター 0466-50-8268		手続き完了後、新しい住所の世帯主宛に異動確認の通知を発送しますので、必ず内容を確認してください。
①国民年金加入者 ②年金受給者		保険年金課 0466-50-3521	○ ※藤沢・村岡市民センターを除く	原則、住所変更の届出は不要です。 ①海外から転入した方は、国民年金に加入、又は在外任意加入から切替の手続きが必要です（厚生年金加入者や第3号被保険者は手続き不要）。 ②共済年金受給者は各共済組合にお問い合わせください。
後期高齢者医療		保険年金課 0466-50-3575	○ ※藤沢市民センターを除く	資格確認書又は被保険者証をお持ちの方は、住所変更の手続きが必要です（新しい資格確認書は、後日郵送します）。 県外からの転入者は、前住所地が発行した負担区分等証明書が必要です。
藤沢市営墓地使用者の方	本 庁 舎 2 階	福祉総務課 0466-50-8258	×	墓地使用許可証及び住所の変更内容がわかるもの（住民票・マイナンバーカード等）を持って手続きしてください。
障がい者等医療証	本 庁 舎 2 階	障がい者支援課 0466-50-3518	×	障がい者手帳の住所変更後、健康保険加入を証明する書類をご準備のうえ、手続きしてください。
①身体障がい者手帳 ②療育手帳 ③精神障がい者保健福祉手帳 ④自立支援医療受給者証（精神通院） ⑤自立支援医療受給者証（更生医療） ⑥障がい福祉サービス受給者証	2本 階 本 庁 舎 3 階	【18歳以上】 障がい者支援課 0466-50-3528	③、④：○ ※藤沢市民センターを除く	①②③④⑤各種手帳及び受給者証の住所変更の届出が必要です。 ⑥障がい福祉サービス受給者証の新規申請が必要です。
	3本 階 本 庁 舎	【18歳未満】 こども家庭センター 0466-50-3569	①、②、⑤、⑥：×	
①児童扶養手当 ②ひとり親家庭等福祉医療証 ③特別児童扶養手当 ④養育医療券（未熟児養育医療） ⑤自立支援医療受給者証（育成医療）	本 庁 舎 3 階	子育て給付課 0466-50-3580	③、④：○ ※藤沢市民センターを除く ①、②、⑤：×	前住所地で受給していた方は、申請が必要です。必要書類については担当課へお問い合わせください。 新たに申請する方は、担当課へご相談ください。
幼児教育・保育の無償化に係る給付認定（教育・保育給付認定、施設等利用給付認定）		保育課 0466-50-8226	×	幼児教育・保育の無償化に係る給付認定を受けるための申請が必要です。 ※前住所地で幼児教育・保育の無償化に係る給付認定を受けていた場合でも、給付認定申請が必要です。 ※幼稚園・認定こども園に在園中（又は入園予定）の方は、幼稚園等に申請書類を提出してください。 ※認可外保育施設を利用中（又は利用予定）の方は、保育課に申請書類を提出してください。
①認可保育施設の利用 ②認可保育施設の入所申込み		保育課 0466-50-3526	×	・前住所地で利用していた認可保育施設を、転入後も継続して利用する場合は、申請が必要です。 ・前住所地の自治体を経由して認可保育施設を申込みしており、藤沢市民としても申込みを継続する場合は、申請が必要です。
①妊産婦健康診査費用補助券 ②新生児聴覚検査費用補助券 ③1か月児健康診査補助券 ④産後ケア事業利用券（産後1年未満の方）		親子すこやか課 0466-50-3522 ※南・北保健センターでも受付可	×	・①～③は産前・産後の健診・検査の費用補助を受ける際に必要です。 転入後、初めて受ける健診・検査までに必ず交付を受けてください（交付日以降に受ける健診・検査が補助対象となります。）。 多胎妊娠の方は①の補助券の追加交付（5回分）があります。 なお、里帰り等で受診（検）時に補助券が使用できなかった場合の払い戻しの際も、未使用の補助券が必要です。 ・④は産後ケア事業を利用する際に必要です。④のみ交付を希望する方は親子すこやか課へお問い合わせいただくか、藤沢市ホームページをご覧ください。
小学校入学準備金		学務保健課 0466-50-3558	×	新小学1年生となる児童のいる世帯のうち、入学前の1月末までに申請し、認定された方に支給します（2月・3月転入者のみ、3月末日まで受付可能）。 小学校入学後の新入学学用品費の支給はありません。申請には条件がありますので、詳細についてはお問い合せください。
中学校入学準備金			×	中学校入学準備金については、小学校6年時に就学援助制度を申請し、認定された方に支給します。中学入学後の新入学学用品費の支給はありませんのでご注意ください。
就学援助制度			×	各学校にある申請書を学校に提出してください。 申請については、毎年度1月末まで受け付けていますが、申請時期によって中途申請扱い（学用品費等が月割計算で支給）になります。 申請には条件がありますので、詳細についてはお問い合せください。
指定学区以外に通学する小・中学生			×	指定された学校以外に通学する方は、学務保健課に相談してください。 ※現在、私立学校に通っている方は手続き不要です。 ※新小1・新中1の方で私立学校に入学する場合は、学務保健課に入学承諾書等を提出してください。 ※特別支援学級に就学される方は、学務保健課で手続きが必要です。
125cc以下のバイクをお持ちの方	本 庁 舎 4 階	納税課 0466-50-3570	△ ※明治・湘南大庭・長後・遠藤市民センターのみ受付可	住民登録が完了してから、ナンバープレート・標識交付証明書・本人確認書類を持って手続きしてください。 ナンバープレートを前住所地に返納済の方は、廃車証明書・本人確認書類を持って手続きしてください。 また、排気量126cc以上のバイク、3・4輪の軽自動車は手続き場所が市役所ではありません。 下記の場所にて手続きを行ってください。 排気量126cc以上のバイク：湘南自動車検査登録事務所 3・4輪の軽自動車：軽自動車検査協会 神奈川事務所湘南支所

【項 目】	【手続き場所】 ※手続きによって受付不可の施設があります。 ご注意ください。			【手続きの内容】 手続きの際は、必要書類を担当課に確認してください。
	担当課		市民センター （石川分館含む）	
妊婦のための支援給付 （出産・子育て応援給付金）	南・北保健センター	親子すこやか課 0466-50-3522	×	妊娠をされた方、生まれた子どもの人数を届け出た方が受けられる給付制度です。前住所地で支給されていない場合は申請できることがあります。申請期限がありますので、詳しくは藤沢市ホームページをご覧ください。
出生連絡票				生後4か月までのお子さんがいる方は、藤沢市ホームページから電子申請してください。出生連絡票や住民情報をもとに全ての家庭へ、生後4か月までに保健師、助産師、看護師が訪問（ハローベビィ訪問）しています。
乳幼児健康診査				1か月児・4か月児・9～10か月児・1歳6か月児・2歳児歯科（2歳6か月）・3歳6か月児健康診査を実施しています。詳しくは藤沢市ホームページをご覧ください。
成人検診等（がん検診、後期高齢者等健康診査、こくほ特定健康診査、成人歯科健康診査）	保健所3階	健康づくり課 0466-21-7344	×	「成人検診のお知らせ」（健康づくり課・各市民センターで配布）をご覧ください。
予防接種		健康づくり課 0466-21-7351	×	定期予防接種は、指定医療機関で受けられます。詳細はお問い合わせください。
特定医療費（指定難病） 医療受給者証	保健所4階	保健予防課 0466-50-3593	×	・県内（横浜市、川崎市、相模原市以外）からの転入者は、受給者証と、新しい住所及び受給者氏名が記載された公的書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持って、手続きしてください。 ・県外及び横浜市、川崎市、相模原市からの転入者は、保健予防課に必要書類を確認のうえ、手続きしてください。 ※受給者証が交付された方の、福祉タクシー利用券の申請は障がい者支援課（0466-50-3528）にお問い合わせください（養護老人ホームに入所している方等は対象外）。
肝炎治療受給者証				県内・外からの転入者は、住民票等の写し、受給者証のコピー、健康保険証のコピー等必要書類を保健予防課に確認のうえ、手続きしてください。
被爆者健康手帳等				県内・外からの転入者は、お手元にある被爆者健康手帳等関係書類、住民票の写し、本人口座名義確認種類を持って、手続きしてください。
犬を飼っている方		生活衛生課 0466-50-3594	×	・前住所の自治体から交付された犬鑑札を持って、保健所で手続きをしてください。 ・マイクロチップが装着され、国システムに登録している犬は、マイクロチップの情報変更手続きをしてください。保健所での手続きは不要です。

以下の手続きは、転入届出と同時に受付できるものです。（場合により、担当課等へご案内することがあります。手続きの詳細については担当課に確認してください。）				
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	本庁舎1階	市民窓口センター 0466-50-8269	○ ※ <u>藤沢・村岡市民センターを除く</u>	カードをお持ちの方は、継続利用するための手続きが必要です。手続きのための要件は ①藤沢市に住み始めた日の翌日から数えて14日以内に転入届を出していること ②転入届出日から90日以内に手続きをすること 等があります。 また、署名用電子証明書が搭載されている方は自動的に失効しますので、引き続き利用を希望される場合には再発行が必要です。 手続きの際はカードと暗証番号を設定されている場合は暗証番号の入力が必要です。 ※代理人が届出する場合は市民窓口センターにお問い合わせください。
国民健康保険		保険年金課 0466-50-3574	○ ※ <u>藤沢・村岡市民センターを除く</u>	資格確認書又は資格情報のお知らせは窓口で交付します。当日受け取れない場合は、後日郵送します。 保険料につきましては後日通知書をお送りしますが、保険料に変更がある場合は改めて通知書をお送りする場合があります。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証	本庁舎2階	介護保険課 0466-50-8276	○ ※ <u>藤沢・村岡市民センターを除く</u>	被保険者証は、後日お送りします。保険料については、転入手続きの翌月に通知書をお送りします。 【前住所で要介護(要支援)認定を受けていた方】 ・転入日から14日以内に認定引継ぎの手続きが必要です。 ・負担割合証は、前住所地に所得状況を確認後、お送りします。
介護保険負担限度額認定証			○ ※ <u>藤沢市民センターを除く</u>	前住所で負担限度額認定証の交付を受けていた方は、藤沢市で新たに申請が必要です。転入日の属する月の月末までに手続きしてください。 （世帯構成が変わる場合、認定を受けられない場合もあります。）
児童手当	本庁舎3階	子育て給付課 0466-50-3580	○ ※ <u>藤沢市民センターを除く</u>	前住所地での転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。 児童手当は申請の翌月（月末近くの特例を除く）からの支給となります。
小児医療証（0才～満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）				小児医療証の交付申請をしてください。